

地域密着型サービスの拡充

～住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるように～

1 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、身近な地域で暮らし続けることができるように、その地域での生活を 24 時間体制で支えるサービスです。地域密着型サービス事業者は、市で指定を行っており、日常生活圏内にサービス提供の拠点を置いてサービスを行います。

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）期間における整備

西東京市では、これまで認知症高齢者グループホームや夜間対応型のホームヘルプサービス、ホームヘルプやデイサービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護サービスなどの整備を行ってきました。

第7期計画期間（2018年度から2020年度まで）では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、在宅療養の推進につながる看護小規模型居宅介護サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを新たに整備するほか、認知症高齢者グループホームを新たに1箇所整備し、市内の入所定員を拡充します。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護（新規）【2020年度開始予定】

第7期では、市内全域を対象として1拠点整備予定です。

利用者の状態や希望に応じながら「通い」を中心として「ホームヘルプ」や「泊まり」「訪問看護」を組み合わせたサービスを提供し、退院後など医療的なケアが必要な度合の高い方などが在宅で過ごすことができるように支援するサービスです。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新規）【2019年度開始予定】

第7期では、市内全域を対象として1拠点整備予定です。

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるために、日中・夜間を通じてホームヘルプや訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時対応を行うサービスです。

(3) 認知症対応型高齢者グループホーム（拡充）【2020年度開始予定】

第7期では、南部地域に2ユニット・18人定員の施設を1箇所整備予定です。

認知症のために一人暮らしが難しい方が、1ユニット5～9人の共同生活住宅（グループホーム）を提供し、介護職員のサポートを受けながら家庭的雰囲気の中で生活するサービスです。

3 平成 31 年度予算額

地域密着型サービス等重点整備事業費 104,700 千円

【問い合わせ先】 健康福祉部 高齢者支援課（TEL：042-438-4030）

資料のポイント

1 介護保険の主なサービス

【居宅サービス】

主に自宅で受けるサービスです（都道府県知事が事業者指定）

＜主なサービス種類＞

訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） 等

【地域密着型サービス】

自宅において、地域の特性に応じて柔軟な体制で提供されるサービスです（市町村が事業者指定）

＜主なサービス種類＞

認知症対応型通所介護、認知症高齢者グループホーム、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（通い・訪問介護・泊まり）、看護小規模多機能型居宅介護（通い・訪問介護／看護・泊まり）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（小規模デイサービス） 等

※下線は、今回整備予定のサービス

【施設サービス】

専門的な施設で 24 時間のサービスが受けられます。（都道府県知事が事業者指定）

＜主なサービス種類＞

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

2 西東京市の地域密着型サービス整備状況（平成 30 年 4 月現在）

認知症対応型通所介護：6 箇所

認知症対応型グループホーム：11 箇所（1 箇所 2020 年開設予定）

夜間対応型訪問介護：1 箇所

小規模多機能型居宅介護：3 箇所

看護小規模多機能型居宅介護：2020 年度開始予定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2019 年度開始予定

地域密着型通所介護：35 箇所